

三田市議会政務調査費の交付に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;"><u>三田市議会政務調査費の交付に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、三田市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し<u>政務調査費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 <u>政務調査費</u>は、三田市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。</p> <p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 会派に対する<u>政務調査費</u>は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額60,000円を乗じて得た額を半期ごとに交付する。</p> <p>2 <u>政務調査費</u>は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。</p> <p>3 一半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から<u>政務調査費</u>を交付する。</p> <p>4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の<u>政務調査費</u>は交付しない。</p> <p>5 <u>政務調査費</u>は、交付月の20日に交付する。ただし、その日が三田市の休日を定める条例(平成3年三田市条例第1号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日とする。</p> <p>(所属議員数の異動に伴う調整)</p> <p>第4条 <u>政務調査費</u>の交付を受けた会派が、一半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した<u>政務調査費</u>の額が異動後の議員数に基づいて算定した<u>政務調査費</u>の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。</p> <p>2 <u>政務調査費</u>の交付を受けた会派が、一半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の<u>政務調査費</u>を返還しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>三田市議会政務活動費の交付に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、三田市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し<u>政務活動費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 <u>政務活動費</u>は、三田市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。</p> <p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 会派に対する<u>政務活動費</u>は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額60,000円を乗じて得た額を半期ごとに交付する。</p> <p>2 <u>政務活動費</u>は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。</p> <p>3 一半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から<u>政務活動費</u>を交付する。</p> <p>4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の<u>政務活動費</u>は交付しない。</p> <p>5 <u>政務活動費</u>は、交付月の20日に交付する。ただし、その日が三田市の休日を定める条例(平成3年三田市条例第1号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日とする。</p> <p>(所属議員数の異動に伴う調整)</p> <p>第4条 <u>政務活動費</u>の交付を受けた会派が、一半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した<u>政務活動費</u>の額が異動後の議員数に基づいて算定した<u>政務活動費</u>の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。</p> <p>2 <u>政務活動費</u>の交付を受けた会派が、一半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の<u>政務活動費</u>を返還しなければならない。</p>

(使途基準)

第 5 条 会派は、政務調査費を規則に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者)

第 6 条 会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第 7 条 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、領収書等の証拠書類(以下「証拠書類」という。)を添えて、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書及び証拠書類(以下「収支報告書等」という。)は、前年度の交付に係る政務調査費について、当該会派の代表者が毎年 4 月 15 日までに提出しなければならない。

3 政務調査費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散のときから 15 日以内に第 1 項の収支報告書を作成し、証拠書類を添えて、当該会派の代表者であった者が議長に提出しなければならない。

(政務調査費の返還)

第 8 条 市長は、政務調査費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命じなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第 9 条 議長は、第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定により提出された収支報告書等を、提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、前項の収支報告書等を閲覧することができる。

3 前項の場合において、収支報告書等の写しの交付を求めるときは、三田市情報公開条例(平成 15 年三田市条例第 2 号)の規定に照らし交付するものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第 5 条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者)

第 6 条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第 7 条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、別記様式により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年 4 月 30 日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から 15 日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第 8 条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第 5 条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命じなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第 9 条 議長は、第 7 条第 1 項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、前項の収支報告書を閲覧することができる。

3 前項の場合において、収支報告書の写しの交付を求めるときは、三田市情報公開条例(平成 15 年三田市条例第 2 号)の規定に照らし交付するものとする。

(透明性の確保)

第 10 条 議長は、第 7 条第 1 項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

の透明性の確保に努めるものとする。

2 議長は、前項の規定に基づき、政務活動の収支状況について三田市情報公開条例の定めるところにより積極的にその情報を公開するものとする。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

別表(第 5 条関係)

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請・陳情活動を行うために必要な経費
広報広聴費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費並びに会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
備品費	会派の行う調査研究活動のために必要な備品の購入及び管理に要する経費
通信運搬費	会派の行う調査研究活動のために必要な通信運搬に要する経費

別記様式(第7条関係)

年 月 日

三田市議会議長  
様

会派名  
経理責任者名 印

年度政務活動費収支報告について

三田市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定に基づき、  
別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

会派名

1 収入

政務活動費 円

2 支出(単位：円)

項目	金額	備考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
要請・陳情活動費		
広報広聴費		
備品費		
通信運搬費		

3 残額 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。